

Ⅲ 用語の解説（甲票・乙票）

【甲票】

「生活衛生同業組合」

「生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律」に基づく組合で、営業者の自主的活動による生活衛生関係営業の振興策の中心的組織となっている。

「経営者の年齢」

事業所の責任者の年齢をいう（チェーン店などの場合でも、本部の経営者ではなく、当該店舗の責任者の年齢。）。

「フランチャイズ」

事業者が他の事業者と契約を結び、営業の象徴となる商標等や経営のノウハウを用いて同一のイメージのもとに事業を行う権利を与え、一方事業者はその見返りとして一定の対価を支払い、指導及び援助を受けつつ、必要な資金を投下して事業を行う両者の継続的関係をいう。

「風俗営業」

「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」第2条で定義されている「客に飲食や接待などを行い、又は、一定の設備で遊興させる営業のこと」を言い、キャバレー・料亭・ディスコ・クラブ・パチンコ店・ゲームセンターなどが該当する。

「延べ床面積」

建物の各階の床面積の合計のことをいう。

「常時雇用者」

期間を定めずに、常時、事業所に雇用されている人で、一般に「正社員」、「正職員」等をいう。

「臨時雇用者」

「常時雇用者」以外の人で、「嘱託」、「パートタイマー」、「アルバイト」等をいう。

「日本政策金融公庫」

全額政府出資の金融機関で、国民一般、中小企業者及び農林水産業者の資金調達を支援するための金融の機能を担っている。

【乙票】

「青色申告・白色申告」

税務申告の際に行っている方法を言います。

「売上原価」

企業会計で用いられる費用区分の1つ。財やサービスを生み出すために直接必要とした経費の総称で、サービス業ではサービスを行う人員の人件費が主な売上原価として計上されます。

「売上総利益」

売上高から売上原価を差し引いたもの、一般的には粗利と呼ばれます。

「売上高」

サービス提供による総収入額、加工料収入、商品売上高等の総額をいいますが、消費税は除きます。

「売上高対営業利益率」

売上高に対する営業利益の割合を表す指標です。

「売上高対経常利益率」

売上高に対する経常利益の割合を表す指標です。

「売上高対総利益率」

売上高に対する総利益の割合を表す指標です。

「営業費比率」

売上高に対する営業費（販売費及び一般管理費）の割合を表わし、販売費及び一般管理費の効率性を示す指標です。

「営業利益」

本業である主な営業活動によって得た儲けのことで、売上総利益（粗利益）から、給料や福利厚生費、家賃、水道光熱費、燃料費、宣伝広告費、減価償却費通信費など、事業を維持したり売上をあげるために使った経費を差し引いた金額をいいます。

「Sマーク」



標準営業約款のシンボルマークであり、次の3つの頭文字の「S」を表している。
Safety（安全）、Sanitation（清潔）、Standard（安心）

「株式会社」

細分化された社員権（株式）を有する株主から有限責任の下に資金を調達して株主から委任を受けた経営者が事業を行い、利益を株主に配当する、法人格を有する企業形態です。

「繰延資産」

法人が支出する費用（資産の取得に要したとされるべき費用及び前払費用を除く）のうち、支出の効果が、その支出の日以後1年以上に及ぶ一定のものを言います。

「経営資本」

本来の経営活動に実際に使用されている資本（資産）のことを言います。

「厚生年金基金制度」

我が国の企業年金の中核をなす制度であり、国の老齢厚生年金の一部を国に代わって支給する（代行給付）とともに、企業の実情に応じて独自の上乗せ給付（プラスアルファ給付）を行うことにより、従業員により手厚い老後保障を行うことを目的として、昭和41年に発足しました。

その後、生活水準の向上や経済・投資環境の変化などを踏まえ、制度の充実・改善が図られてきましたが、平成15年9月からは、確定給付企業年金法の制定により、代行部分を国に返し（代行返上）、確定給付企業年金へ移行することも認められるようになっていきます。

「国民年金基金制度」

国民年金法の規定に基づく公的な年金であり、国民年金（老齢基礎年金）とセットで、自営業者など国民年金の第1号被保険者の老後の所得保障の役割を担うものです。

「個人経営」

一個人が資本を出し、法律上・経済上の一切の責任を負って企業を営営することを言います。

「固定資産」

固定資産とは、長期間にわたって利用又は所有される資産を言います。固定資産はさらに有形固定資産と無形固定資産及び投資その他の資産に分類されます。

「固定資産回転率」

固定資産が年間の売上高によって何回、回収されたかを示す指標です。

「固定長期適合率」

自己資本に長期借入金を加えた額に対する固定資産の割合を示す指標です。

「雇用形態」

企業と社員が結ぶ雇用契約の種類別の分類のことです。雇用形態は大きく分けて正社員、契約社員、派遣社員、パート社員、アルバイトがあります。

「債務超過」

負債の総額が資産の総額を超える状態、つまり、資産をすべて売却しても、負債を返済しきれない経営状態をいいます。

「自己資本対固定資産比率」

自己資本に対する固定資産の割合を示す指標です。

「従業員 1 人当たり年間売上高」

従業員 1 人当たりの年間売上高をみる指標です。

「従業員 1 人当たり有形固定資産」

従業員 1 人当たりの有形固定資産の額を示した指標で、労働装備率ともいいます。

「純資産」

資産総額から負債総額を差し引いた残額をいい、株主資本（自己資本）に同意義です。貸借対照表上「純資産の部」に記載されている合計金額を指します。

「常時雇用者」

期間を定めずに、常時、事業所に雇用されている人で、一般に「正社員」、「正職員」等をいう。

「人件費対福利厚生費比率」

人件費に対する福利厚生費の割合を示した指標です。

「水道光熱費」

事業用として消費した水道料、電灯電力料、ガス、石油代などをいいます。

「生活衛生貸付制度」

国民の日常生活に密接な関係の生活衛生関係営業を営んでいる中小企業者（会社及び個人）について、その衛生水準を高め、経営の近代化を促進するために必要な資金を、長期・低利で融資し、公衆衛生の向上及び増進に資することを目的としている日本政策金融公庫の融資制度をいいます。

「設備投資」

企業が経営をする上で必要になってくる設備への投資のことで、大きく分けて「有形固定資産への投資」と「企業経営に必要となるソフトウェアや特許権、商標権

などの無形固定資産への投資」の種類2つに分類されます。

「専業」

もっぱら一つの仕事を業とすることをいいます。

「総資本」

貸借対照表の貸方（右側）を構成している負債の部と資本の部（純資産の部）の合計額のことをいいます。

総資本は貸借対照表の借方（右側）の総資産と同じ金額になります。

「総資本対経常利益率」

投下した総資本の効率性を表す指標です。

「総資本対自己資本比率」

総資本に対する自己資本の割合を表す指標です。

「総人件費対直接人件費比率」

総人件費に占める直接人件費の割合をいいます。

「損益計算書」

一定の会計期間（1ヶ月、1年等）における、企業の本業としての売上高の合計額から、それに対する原価と事業を行う上で必要な販売費および一般管理費等の経費を差引いて、最終的な利益（当期純利益）を計算表示する報告書をいいます。

「貸借対照表」

企業がある時点（会計期間の最終日（月末、決算日等））において保有する資産と、負担している負債、そしてその差額としての資本を一覧表示した報告書をいいます

「短期借入金」

1年以内に返済する借入金のことをいいます。

「長期借入金」

運転資金や設備資金などの目的のため金融機関等から受けた融資のうち1年を超えて返済する借入金のことをいいます。

「直接人件費」

売上げに直接関係ある部門の人件費のことをいいます。

「当期利益（経常利益）」

営業利益と営業外収益の合計から営業外費用をひいた額をいいます。

「当座比率」

当座資産の支払能力をみる指標で、短期間（2～3ヶ月以内）の支払い能力を表しています。

「日本政策金融公庫」

政府系金融機関のひとつで振興事業貸付等を行っていて、生活衛生同業組合、生活衛生営業指導センターなどと連携し、生活衛生関係営業のための衛生水準の維持・向上を支援しています。「生活衛生貸付」は、融資先の大半が従業者4人以下、約8割が個人企業、約5割が創業後5年以内の企業となっています。

「標準営業約款」

消費者の利益擁護の観点から、理容業、美容業、クリーニング業など国民の日常生活に密接に関連する営業である生活衛生関係営業が提供するサービスや技術、設備の内容等を適正かつ明確に表示することにより、利用者や消費者が、営業者からサービスを受けたり商品を購入したりする際の選択の利便を図ることを目的として、昭和54年に創設された制度。

「福利厚生費」

企業の従業者の労働意欲向上のために、福祉の充実を目的として、賃金以外に支払う経費をいい、「法定福利費」と「厚生費」の2つから構成されます。

法定福利費は、法律で明確に定められており、社会保険（健康保険、介護保険、厚生年金保険）と労働保険（労災保険、雇用保険）の事業主負担分が該当します。

厚生費は、住宅補助、食事補助、財形貯蓄、慶弔見舞、レクリエーション、健康維持等（健康診断、人間ドック他）のための支出など従業者の生活の向上と労働環境の改善のために支出する費用をいいます。

「負債」

返済しなければならない借金のことをいいます。

「補助犬」

盲導犬（目が不自由な人の歩行をサポートする）、介助犬（体が不自由な人の暮らしをサポートする）、聴導犬（耳が不自由な人へ音を運ぶ）この3つの総称が補助犬です。

「有限会社」

過去に存在した会社の形態の1つで、2006年5月1日の会社法施行に伴い根拠法の有限会社法が廃止され、それ以降は設立できなくなりました。会社法施行の際に存在していた有限会社は、以後は株式会社として存続出来ますが、従来の有限

会社に類似した経過措置・特則が適用されています。

「流動資産」

企業の所有する資産のうち、現金・預金のほかに、受取手形・売掛金・有価証券・棚卸資産・前払費用など 1 年以内に現金化または費用化するか、あるいは正常な営業循環過程にある資産をいいます。

「流動比率」

流動比率は流動負債に対する流動資産の割合を表し、企業の今後 1 年以内の支払い能力を表す指標です。

「流動負債」

支払手形、買掛金及び借入金等の金融債務等をいい、比較的短期間に返済される負債をいいます。借入金などについては、1 年基準が用いられます。

「臨時雇用者」

「常時雇用者」以外の人で、「嘱託」「パートタイマー」「アルバイト」等をいう。

「労働装備率」

従業者 1 人当たりの有形固定資産額のことで、労働生産性を示す比率のひとつです。